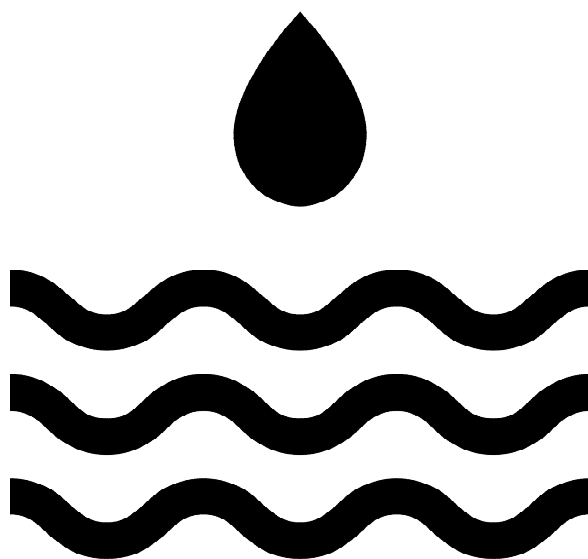


避難所開設 あんしんガイド 【水害編】



熊 谷 市

優先No. 1 避難所開設の準備をしよう

1 まずは深呼吸

まずは、みんなで深呼吸しよう。

2 人数が集まるまで待機

学校職員、市職員、地域の自治会役員等で協力していただける人など、最低3名が揃ってから行動しよう。

後から来た協力者には、状況や指示を伝達しよう。

3 人数が3名以上揃ったら、代表者が次ページの優先カードを読み上げ、作業をしよう。

4 作業が完了したら、次の優先カードをめくって読み上げよう。

では、次のページから
1枚ずつ順番に読み上げよう。

優先No.2 備品を取りに行こう

■ 備蓄倉庫に備品を取りに行こう。

倉庫から、受付設置場所付近に備品を移動しよう。

※ 運ぶ時には足元や腰に注意し、慌てないこと。

<移動する備蓄品>

- 避難所用品セット (透明衣装箱)
 - ・ 事務用品
 - ・ 申請、報告様式
 - ・ 看板、ポスター 等
- マット
- ペットボトル
- 非常用食料
- 非常用毛布 等

優先No.3 校門を開放しよう

1 校門を開け、避難者に一時待機を呼び掛けよう。

- ・避難者には、避難場所の準備ができるまで、

(降雨時は、軒下や屋根のある渡り廊下等
余震が続いているときは校庭)

で、待機を呼び掛けよう。

(アナウンス)(例)

「現在、施設の安全確認と、避難者受入れの準備を行っています。準備ができるまでしばらくお待ちください。」

(豪雨時で校庭が雨水貯留施設になっている場合)(例)

「(上記に加えて)校庭は雨水貯留施設になっておりますので、校庭に車は駐車できません。」

<注意!> 校庭が流域貯留施設で駐車できない学校

小学校・・・熊谷東、熊谷西、石原、大幡、佐谷田、大麻生、玉井、
久下、熊谷南、吉岡、別府、三尻、奈良、成田星宮、旧星宮
中学校・・・荒川、大原、熊谷東、玉井、大麻生、三尻、奈良、大幡

2 掲示物を貼り出そう。

<掲示物>

校門入口・・・「避難所」の看板

体育館(校舎)・・・「避難所入口→」、「避難所入口」の表示等

優先No.4 施設の安全確認をしよう

1 チェックリストを基に、施設の安全確認をしよう。

【資料3】避難所の安全確認（チェックリスト）

校門から体育館（校舎）までの通路、体育館（校舎）の外部、内部に、歪み、ひび割れ、落下等の危険がないか。

※ 異常が見つかり、危険と思われる場合は、その付近を立入禁止にし、本部に連絡する際に「応急危険度判定」を依頼しよう。

2 ライフラインの確認をしよう。

電気、水道、下水道、電話等に異常がないか確認しよう。



※ もし、水道や下水道が使用不可の場合

「トイレ使えない編」を参照しよう。

※ もし、電気が使用不可の場合

「停電編」を参照しよう。

＜避難所の安全確認（チェックリスト）＞

施設	チェック	区 分	確認事項
施設全体		外観	傾斜、ゆがみ
		柱	亀裂、破損、傾斜
		壁	亀裂、ズレ、変形、剥離
		屋根	落下、破損
施設内（廊下含む）		天井	亀裂、壁の落下、ゆがみ、破損、飛散の有無
		床	
		壁	
		出入り口ドア	
		窓枠	
		窓ガラス	
		照明	
階段		防火シャッター	通行の可否
		非常階段	
給湯・調理室		水道	水道管の破損、水漏れ
		ガス	元栓の損傷
		電気器具	電線の切断、使用の可否
		冷蔵庫等	転倒、使用の可否
		食器類	転倒、落下、使用の可否
ライフラインの確認		水道	水道管の破損、水漏れ
		トイレ	排水の状況
		電話・FAX	使用の可否
		放送設備	使用の可否
総合評価		A B C	
※ 危険区域への立入禁止措置や危険物の除去など安全対策を講ずること。			
※ 目視により、該当する部分について、分かる範囲で記入する。			

A・・・安全性は、特に問題なし。

B・・・散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。

C・・・被害甚大につき使用不能

優先No.5 使用場所の検討をしよう

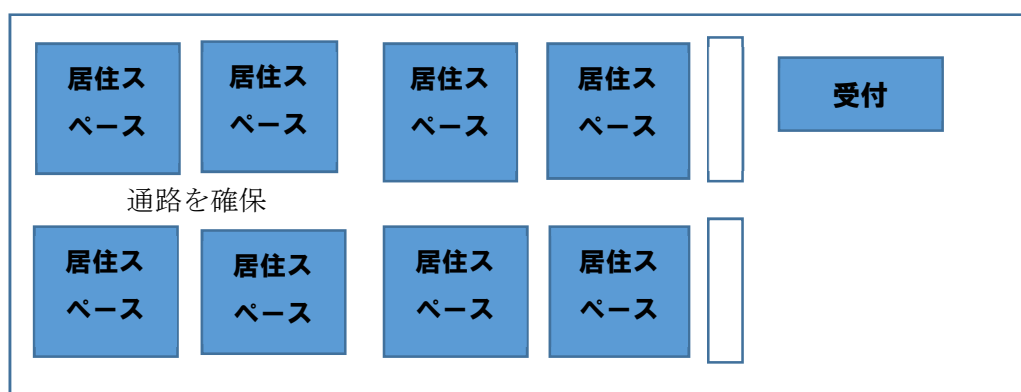
■ 学校施設は、「施設利用計画（水害編）」と安全点検結果を基に、利用する場所を決定しよう。

- (1) 施設管理者と協議しながら、各用途別の部屋を決めよう。
- (2) 表示看板を貼り付けよう。

＜掲示物＞ 「立入禁止」、「避難室」、「要配慮者室」、「ペット用スペース」
「運営本部」、「土足厳禁」等

- (3) 受入れ場所に、通路を確保しよう。

幅約1.6mの通路を縦横に確保し、それに接続する幅約1.2mの補助通路を設けよう。



優先No.6 トイレの検討をしよう

1 水道・下水道が通常どおり使用できる場合は、避難者が使用するトイレを決めよう。

(1) 使用するトイレの決定

施設管理者と協議しながら、使用するトイレを決めよう。

(2) トイレ入口に掲示

トイレ入口等に、使用方法の掲示物等を貼り付けよう。

<掲示物>

- | | |
|-------------------|--------------|
| ○ トイレ入口 | 「トイレの使用について」 |
| ○ トイレまでの廊下 | 「トイレ ⇒」 |
| ○ トイレのドア（表示がない場合） | 「トイレ男・女」 |

優先No.7 受付を設置しよう

1 セッティングをしよう。

- (1) 机、椅子を並べよう。
- (2) 記載台に筆記用具、避難者カードを置こう。
- (3) 「受付」等の表示看板やポスターを設置しよう。

(用意するもの)

- 机(受付事務用)、(避難者記入用)
- 椅子(受付事務用)、(避難者記入用)
- 避難所用品セット(透明衣装箱)
 - ・事務用品
 - ・「受付」、「掲示板」、「避難所生活のルールとマナーについて」、
「車椅子移動の補助」等の看板やポスター
 - ・様式 20 号「避難者カード」又は様式 20-1 号「避難者カード(簡易版)」
 - ・様式 25 号「アレルギーカード」等

優先No.8 受付開始の連絡をしよう

■ 災害対策本部に、受付を開始する旨の連絡をしよう。

災害対策本部への連絡（例）

「〇〇避難所の開設準備ができましたので、ただ今から避難者の受入れを開始します。」

市 災害対策本部 電話番号

（代表）048-524-1111

優先No.9 受付を開始しよう

1 避難者にアナウンスをしよう。

アナウンス（例）

「避難所の準備ができました。避難される方は、受付で避難者カードの記入をお願いいたします。

スタッフの誘導に従い、慌てずにお進みください。」

2 受付事務を開始しよう。

(1) 「避難者カード」に記入してもらおう

世帯主の方に、「避難者カード」に記入してもらおう。

- ・ 短期で済みそうな場合・・・様式20-1号「避難者カード(簡易版)」
- ・ 被害が甚大で長期化しそうな場合・・・様式20号「避難者カード」を使用。

○ 列ができてしまったら、とりあえず紙と鉛筆を渡して、後で書いてもらおう。

混雑した場合、待ってもらうのではなく、「避難者カード」と鉛筆を配り、記入が終わったら受付に提出してもらうようにしよう。

○ 記入方法の説明をしよう

記入の仕方が分からない人には、記入例を基に説明してあげよう。

(2) 「避難所生活のマナーとルール」を掲示しよう

- ・ 避難所開設時は、ポスター「避難所生活のマナーとルールについて」を掲示し、避難者に協力を求めよう。
- ・ 自主避難所として開設しているときは、「自主避難所での過ごし方について」を掲示し、自主避難者に説明しよう。

(3) 居住スペース等に案内しよう

避難者を居住スペース等に案内しよう。避難者には、家族ごとで間隔を開けて場所決めしてもらおう。

3 こんな時どうしよう

(1) ペットを連れて避難してきた

ペットは居住スペースに入れないことを説明し、ペット用のスペース(※)を説明しよう。

※ 屋根のある屋外スペース又は避難者の動線から離れたスペース
(学校の場合は、施設利用計画を参照。)

【パンフレット・掲示用3】ペットの飼い主の皆さんへ

(2) 負傷された避難者が来た

緊急の救護を要する避難者については、口頭などにより直ちに負傷内容を確認して対応しよう。避難者の中から医師や看護師を募り、協力を要請しよう。

(3) 車椅子の避難者を上層階に移動したい

車椅子で避難してきた方を上層階に移動しなければならない場合は、周囲の人にも声を掛けて協力してもらおう。

- ・ 周りの人に声を掛けて4名の協力者を確保しよう。
- ・ 車椅子のブレーキをかけて後輪を固定しよう。
- ・ 介助者は車椅子が上がる方向に顔を向けよう。
- ・ 前の2人はアームレスト又はフットレスト上部を持ち、後ろ2人はハンドグリップを持とう。
- ・ 階段では、声を掛け合い、水平を保つようにしよう。



(4) 避難者にアレルギーがある

避難者カードの「アレルギー」欄にチェックのある方は、様式「アレルギーカード」を渡し、食べられない物を記入してもらおう。

配給時には、カードを提示してもらい、アレルギー発症する材料が含まれていないか確認して渡そう。【様式25号】アレルギーカード

(5) 要配慮者（高齢者、乳幼児、病気の人、障がい者等）が来た

要配慮者は、家族単位で優先して室内に避難できるよう、要配慮者スペースに案内しよう。

避難所では対応が難しい避難者の場合には、災害対策本部に連絡し、福祉避難所等への移設を検討してもらおう。

盲導犬、介助犬は、ペットではありませんが、避難者の中には動物アレルギーの方もいるため、他の避難者から離れたスペースへ案内しよう。

(6) 市外在住の方や帰宅困難者が来た

市外在住の方や、帰宅困難者が避難所に来た場合でも、受け入れよう。

(7) 日本語の通じない外国人が来た

日本語が通じない外国人には、「避難所会話セット」やスマホアプリ等を使用してコミュニケーションを図ろう。また、宗教上の理由等による食事の制限も、「アレルギーカード」に記入してもらおう。 【様式25号】アレルギーカード

(8) 避難解除になっていないが、避難者が帰宅を希望している

- ・ 現在の状況を説明し、なお帰宅を希望する避難者には、「ニュースなどの最新情報に注意を払い、危険性が増した時には再度避難を検討するように。」説明しよう。
- ・ 帰宅を希望する代表者の方に、帰宅者用受付簿へ記入してもらおう。

【様式20－2号】帰宅者用受付簿

(9) 民生委員等から要支援者名簿登載者の避難所への避難状況の照会を受けた

民生委員や自治会関係者も同様の要支援者名簿を所持しています。

避難所において、民生委員等から要支援者名簿登載者の避難所への避難状況の照会があった場合には、協力をお願いします。

優先No.10 避難者にも 運営の協力をお願いしよう

- 災害の規模や避難者数によっては、人手が不足し、避難所職員だけの運営は困難になります。

自治会役員の方や自主防災組織の方など、避難者で協力いただける方に、可能な範囲で協力してくれるようアナウンスしよう。

(協力依頼の事例)

- ・物資の搬入（畳やマットなど）、
- ・避難者の誘導（受付への案内や避難スペース・要援護スペースへの案内）、
- ・避難者カードの記入案内、
- ・車椅子避難者を上層階へ移動する等

アナウンス（例）

「(今日は、多くの方が避難されており、人手が不足しています。)

避難者された方の中で避難所運営にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、受付までお集まりいただきますようお願いいたします。

可能な範囲でかまいませんので、御協力をお願いいたします。」

優先No.11 降雨や河川等の情報を 収集しよう

- 1 市災害対策本部、テレビ、ラジオ、インターネット等から「降雨状況」や「河川の水位情報」を収集し、掲示板等を使って被災者に情報提供しよう。
- 2 インターネット等で得た「河川の水位情報」を基に、河川別の洪水対応タイムラインを確認し、現在の避難スペースに浸水のおそれがあるときは、避難者に呼び掛けて、上層階に移動してもらおう。

タイムライン一覧

- ・ 荒川版
- ・ 利根川版
- ・ 福川版
- ・ 小山川版
- ・ 石田川版

優先No.12 開設当日は原則、 1 時間おきに本部へ報告しよう

- 避難所開設した当日は「様式 18 避難所状況報告書」に基づき、原則 1 時間おきに災害対策本部へ報告しよう。
(2 日目以降は、毎日定時に報告)

報告する主な内容

- ・ 男女別避難者の人数
- ・ 建物の安全確認結果・・・未実施・安全・要注意・危険
- ・ 負傷者、病人・・・ 有 (人) ・ 無
- ・ ライフライン・・・ 断水・停電・ガス停止・電話不通
- ・ 避難所混雑状況・・・ 空きあり・混雑・満杯
- ・ 近隣道路等の状況 (分かる範囲で)・・・
 渋滞・冠水・火災・地割れ・土砂崩れ・建物倒壊・その他
- ・ 緊急物資の要請・・・ 有 () ・ 無

荒川版

熊谷市 洪水対応タイムライン (防災行動計画)

○熊谷市対応は、水位を基本としつつ、上流部の降雨予報、降雨量、ダムの放流状況を総合的に勘案し、判断します。
○時間経過、気象・水象情報の発表、台風上陸のタイミング等はあくまで想定であり、事象によって異なります。

気象・水象情報



- 早期注意情報 (警報級の可能性)
- 台風予報 (随時)
- 台風に関する埼玉県気象情報 (随時)
- 台風に関する気象庁記者会見

荒川上流河川事務所



- 施設 (調節池・水門・排水機場) の点検・操作確認
- 災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
- リエゾン体制の確認 ○協力機関の体制確認
- 河川水位、雨量等の監視 ○水位予測

【注意体制】

水防警報 (待機・準備)

- 水門、樋門、排水機場等の操作

【警戒体制】

洪水注意報 (氾濫注意情報) 水防警報 (出動)

- 応援体制の確認・要請 (防災エキスパート等)
- 出水時点検 (巡視) ○水防警報 (指示)
- 水位予測情報 ※氾濫危険水位を超える予測の場合等 ○CCTVによる監視強化

洪水警報 (氾濫警戒情報)

- 緊急速報メール
- 漏水・侵食情報の提供
- ☎ホットライン (河川事務所)

【非常体制】

洪水警報 (氾濫危険情報)

- 緊急速報メール

荒川版

堤防天端水位 到達・越流

- 大雨特別警報の発表

洪水警報 (氾濫発生情報)

- 緊急速報メール
- 記者発表 (決壊・氾濫)
- 被害状況の把握 (ヘリコプター等による迅速な状況把握)
- TEC-FORCEの活動 ○被害状況・調査結果等の公表

緊急復旧

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達 (※1)

警戒レベル1 「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起 ○休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2 「注意報」を気象庁が発表

準備体制 (1号配備)

- 河川水位、雨量等の確認 (※1)
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 水防団 (待機・準備) 指示 ○職員への情報伝達 (※1)
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制 (2号配備)

- 避難が夜間・早朝の場合は、「高齢者等避難」の発令判断
- 水防団 (出動) 指示 ○市民、報道機関への情報提供 (※1)
- 被害状況の把握、県への報告 (※1) 避難所開設の準備
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水注意報の伝達FAX (※1)

災害対策本部体制 (3号配備)

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ、☎ホットライン (気象台・河川事務所) で助言の要請

災害対策本部体制 (4号配備)

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 自衛隊への派遣要請 (※1) ○災害救助法の適用、救助活動 (※1)
- 水防団 (退避) 指示

☎ホットラインで助言の要請

災害対策機械の派遣要請

必要に応じてリエゾンの派遣要請 (※1) 巡視・水防活動状況報告

- 防災行政無線、携帯メール等による「災害の発生情報」の伝達

(※1)・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は避難を開始する

- 避難の準備 (高齢者等以外)
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

避難できなかった場合 2階へ移動する等 命を守る最善の行動

避難解除

台風上陸

-72h

-48h

-24h

-3h

0h

氾濫発生

気象・水象情報



- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 台風予報（随時）
- 台風に関する埼玉県気象情報（随時）
- 台風に関する気象庁記者会見

-72h
-48h
-24h

利根川上流河川事務所



- 施設（調節池・水門・排水機場）の点検・操作確認
- 災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
- リエゾン体制の確認 ○協力機関の体制確認

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達（※1）

警戒レベル1

「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起 ○休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2

「注意報」を気象庁が発表

準備体制
（1号配備）

- 河川水位、雨量等の確認（※1）
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 水防団（待機・準備）指示 ○職員への情報伝達（※1）
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制
（2号配備）

- 避難が夜間・早朝の場合は、「高齢者等避難」の発令判断
- 水防団（出動）指示 ○市民、報道機関への情報提供（※1）
- 被害状況の把握、県への報告（※1）
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水注意報の伝達FAX（※1）

災害対策本部体制
（3号配備）

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ、☎ホットライン（気象台・河川事務所）で助言の要請

災害対策本部体制
（4号配備）

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 自衛隊への派遣要請（※1） ○災害救助法の適用、救助活動（※1）
- 水防団（退避）指示

○☎ホットラインで助言の要請

○災害対策機械の派遣要請

○必要に応じてリエゾンの派遣要請（※1）
巡視・水防活動状況報告

- 防災行政無線、携帯メール等による「災害の発生情報」の伝達

（※1）・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は避難を開始する

- 避難の準備（高齢者等以外）
- ☎避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- ☎避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

避難できなかった場合
2階へ移動する等
命を守る最善の行動

避難解除

台風上陸

-3h

0h

氾濫発生

利根川版

レベル1
水位

水防団待機水位
八斗島水位観測所
（水位0.8m）

レベル2
水位
注意

氾濫注意水位
八斗島水位観測所
（水位1.9m）

- 大雨注意報の発表

レベル3
水位
警戒

避難判断水位
八斗島水位観測所
（水位3.1m）

- 大雨警報の発表
- ☎ホットライン（気象台）

レベル4
水位
危険

氾濫危険水位
八斗島水位観測所
（水位4.1m）

【注意体制】

水防警報
（待機・準備）

- 水門、樋門、排水機場等の操作

洪水注意報（氾濫注意情報）

水防警報（出動）

- 応援体制の確認・要請（防災エキスパート等）
- 出水時点検（巡視） ○水防警報（指示）
- 水位予測情報 ※氾濫危険水位を超える予測の場合等 ○CCTVによる監視強化

【警戒体制】

洪水警報（氾濫警戒情報）

- 漏水・侵食情報の提供

【非常体制】

洪水警報（氾濫危険情報）

- 緊急速報メール

○☎ホットライン（河川事務所）

○☎ホットライン（河川事務所）

○災害対策機械の派遣

○リエゾンの派遣

洪水警報（氾濫発生情報）

- 緊急速報メール
- 緊急復旧、堤防調査委員会設置

- 記者発表（決壊・氾濫）
- 被害状況の把握（ヘリコプター等による迅速な状況把握）
- TEC-FORCEの活動 ○被害状況・調査結果等の公表

堤防天端水位
到達・越流

- 大雨特別警報の発表

レベル5
水位

気象・水象情報



-72h
-48h
-24h

台風上陸

0h
氾濫発生

- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 台風予報（随時）
- 台風に関する埼玉県気象情報（随時）
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨（洪水）注意報の発表
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨（洪水）警報の発表

レベル 1 水位	水防団待機水位 井殿橋水位観測所 (水位 _{YP} 25.50m) ※YP…江戸川の堀江をゼロとした時の水位。利根川水系の水位の基準。
レベル 2 水位 注意	氾濫注意水位 井殿橋水位観測所 (水位 _{YP} 27.20m)
レベル 3 水位 警戒	避難判断水位 井殿橋水位観測所 (水位 _{YP} 27.33m) ○大雨特別警報の発表 ○☎ホットライン（气象台）
レベル 4 水位 危険	氾濫危険水位 井殿橋水位観測所 (水位 _{YP} 28.16m)
レベル 5 水位	堤防天端水位 到達・越流

熊谷県土整備事務所

- 台風進路等の情報収集
- 河川管理施設の点検
- 施工箇所等の確認、安全対策
- 水防資機材等の確認
- 関係機関との連絡体制の確認
- 雨量・水位情報等の収集

- 水門、樋門、排水機場等の操作
- 河川カメラによる監視強化

洪水予報（氾濫注意情報） 水防警報（待機・準備） 水防警報（出動）

福川版洪水対応タイムライン

洪水予報（氾濫警戒情報）
○☎ホットライン（県土整備事務所）

洪水予報（氾濫危険情報）
○☎ホットライン（県土整備事務所）
○緊急速報メール

洪水予報（氾濫発生情報）
○☎ホットライン（県土整備事務所）
○緊急速報メール

- 被害状況の把握
- 被害箇所の応急対策等

熊谷市



○気象、水防等に関する情報収集、伝達（※1）

警戒レベル1 「警報の可能性」を気象庁が発表

○水防団等への注意喚起 ○休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2 「注意報」を気象庁が発表

準備体制（1号配備）
○河川水位、雨量等の確認（※1）
○ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
○水防団（待機・準備）指示 ○職員への情報伝達（※1）
○ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
○樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制（2号配備）
○避難が夜間・早朝の場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断
○水防団（出動）指示 ○市民、報道機関への情報提供（※1）
○被害状況の把握、県への報告（※1）
○浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水予報の伝達FAX（※1）

災害対策本部体制（3号配備）
警戒レベル3 高齢者等避難
○防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
○大雨特別警報の住民への周知
○必要に応じ☎ホットライン（气象台・県土整備事務所）で助言の要請

災害対策本部体制（4号配備）
警戒レベル4 避難指示
○防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
○災害救助法の適用、救助活動（※1）
○自衛隊への派遣要請（※1）
○水防団（退避）指示

警戒レベル5 緊急安全確保
○防災行政無線、携帯メール等による「緊急安全確保」の伝達
（※1）・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

○テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

○防災グッズの準備
○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○災害・避難カードの確認
○自宅保全

○テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は避難を開始する

○避難の準備（高齢者等以外）
○避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

○避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

避難できなかった場合
2階へ移動する等
命を守る最善の行動

避難解除

気象・水象情報



-72h
-48h
-24h

- 早期注意情報 (警報級の可能性)
- 台風予報 (随時)
- 台風に関する埼玉県気象情報 (随時)
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨 (洪水) 注意報の発表
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨 (洪水) 警報の発表

レベル 1 水位	水防団待機水位 内ヶ島水位観測所 (水位 _{YP} 35.60m) ※YP…江戸川の堀江をゼロとした時の水位。利根川水系の水位の基準。
レベル 2 水位 注意	氾濫注意水位 内ヶ島水位観測所 (水位 _{YP} 36.50m)
レベル 3 水位 警戒	避難判断水位 内ヶ島水位観測所 (水位 _{YP} 38.00m) ○大雨特別警報の発表 ○☎ホットライン (気象台)
レベル 4 水位 危険	氾濫危険水位 内ヶ島水位観測所 (水位 _{YP} 38.70m)
レベル 5 水位	堤防天端水位 到達・越流

熊谷県土整備事務所



- 台風進路等の情報収集
- 河川管理施設の点検
- 施工箇所等の確認、安全対策
- 水防資機材等の確認
- 関係機関との連絡体制の確認
- 雨量・水位情報等の収集

水防警報
(待機・準備)

- 水門、樋門、排水機場等の操作
- 河川カメラによる監視強化

洪水予報 (氾濫注意情報)

水防警報 (出動)

小山川版洪水対応
タイムライン

洪水予報 (氾濫警戒情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)

○漏水・侵食情報の提供

洪水予報 (氾濫危険情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)
- 緊急速報メール

○漏水・侵食情報の提供

洪水予報 (氾濫発生情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)
- 緊急速報メール

- 被害状況の把握
- 被害箇所の応急対策等

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達 (※1)

警戒レベル1

「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起
- 休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2

「注意報」を気象庁が発表

準備体制
(1号配備)

- 河川水位、雨量等の確認 (※1)

- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 水防団 (待機・準備) 指示
- 職員への情報伝達 (※1)
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制
(2号配備)

- 避難が夜間・早朝の場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断

- 水防団 (出動) 指示
- 市民、報道機関への情報提供 (※1)
- 被害状況の把握、県への報告 (※1)
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水予報の伝達FAX (※1)

災害対策本部体制
(3号配備)

警戒レベル3

高齢者等避難

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ☎ホットライン (気象台・県土整備事務所) で助言の要請

災害対策本部体制
(4号配備)

警戒レベル4

避難指示

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 災害救助法の適用、救助活動 (※1)
- 自衛隊への派遣要請 (※1)
- 水防団 (退避) 指示

警戒レベル5

緊急安全確保

- 防災行政無線、携帯メール等による「緊急安全確保」の伝達

(※1)・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は
避難を開始する

- 避難の準備 (高齢者等以外)
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

- 避難できなかった場合
2階へ移動する等
命を守る最善の行動

避難解除

台風上陸



0h
氾濫発生

女堀川版

熊谷市 洪水対応タイムライン (防災行動計画)

○熊谷市対応は、水位を基本としつつ、上流部の降雨予報、降雨量、ダムの放流状況を総合的に勘案し、判断します。
○時間経過、気象・水象情報の発表、台風上陸のタイミング等はあくまで想定であり、事象によって異なります。

気象・水象情報



- 早期注意情報 (警報級の可能性)
- 台風予報 (随時)
- 台風に関する埼玉県気象情報 (随時)
- 台風に関する気象庁記者會見
- 大雨 (洪水) 注意報の発表
- 台風に関する気象庁記者會見
- 大雨 (洪水) 警報の発表

レベル
1
水位

水防団待機水位
今井大橋水位観測所
(水位_{YP}66.50m)

※YP…江戸川の堀江をゼロとした時の水位。利根川水系の水位の基準。

レベル
2
水位
注意

氾濫注意水位
今井大橋水位観測所
(水位_{YP}67.45m)

この間、時間的猶予が少ないため
前倒しの対策実施を検討

レベル
3
水位
警戒

避難判断水位
(水位 設定なし)

- 大雨特別警報の発表
- ☎ホットライン (气象台)

レベル
4
水位
危険

氾濫危険水位
今井大橋水位観測所
(水位_{YP}67.50m)

女堀川版
タイムライン

レベル
5
水位

堤防天端水位
到達・越流

熊谷県土整備事務所

- 台風進路等の情報収集
- 河川管理施設の点検
- 施工箇所等の確認、安全対策
- 水防資機材等の確認
- 関係機関との連絡体制の確認
- 雨量・水位情報等の収集

水防警報
(待機・準備)

- 水門、樋門、排水機場等の操作
- 河川カメラによる監視強化

洪水予報 (氾濫注意情報)

水防警報 (出動)

洪水予報 (氾濫警戒情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)

洪水予報 (氾濫危険情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)
- 緊急速報メール

洪水予報 (氾濫発生情報)

- ☎ホットライン
(県土整備事務所)
- 緊急速報メール

- 被害状況の把握
- 被害箇所の応急対策等

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達 (※1)

警戒レベル1 「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起
- 休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2 「注意報」を気象庁が発表

準備体制
(1号配備)

- 河川水位、雨量等の確認 (※1)

- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 水防団 (待機・準備) 指示
- 職員への情報伝達 (※1)
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制
(2号配備)

- 避難が夜間・早朝の場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断

- 水防団 (出動) 指示
- 市民、報道機関への情報提供 (※1)
- 被害状況の把握、県への報告 (※1)
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水予報の伝達FAX (※1)

災害対策本部体制
(3号配備)

警戒レベル3

高齢者等避難

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ☎ホットライン (气象台・県土整備事務所) で助言の要請

災害対策本部体制
(4号配備)

警戒レベル4

避難指示

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 災害救助法の適用、救助活動 (※1)
- 自衛隊への派遣要請 (※1)
- 水防団 (退避) 指示

警戒レベル5

緊急安全確保

- 防災行政無線、携帯メール等による「緊急安全確保」の伝達

(※1)・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は
避難を開始する

- 避難の準備 (高齢者等以外)
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

- 避難できなかった場合
2階へ移動する等
命を守る最善の行動

避難解除

台風上陸



氾濫発生



吉野川 流域版

熊谷市 洪水対応タイムライン（防災行動計画）

○熊谷市対応は、水位を基本としつつ、上流部の降雨予報、降雨量、ダム の放流状況を総合的に勘案し、判断します。
○時間経過、気象・水象情報の発表、台風上陸のタイミング等はあくまで想定であり、事象によって異なります。

気象・水象情報



- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 台風予報（随時）
- 台風に関する埼玉県気象情報（随時）
- 台風に関する気象庁記者会見

-72h

-48h

-24h

台風上陸

-3h

陸



0h

氾濫発生

吉野川流域版

荒川上流河川事務所



- 施設（調節池・水門・排水機場）の点検・操作確認
- 災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
- リエゾン体制の確認 ○協力機関の体制確認
- 河川水位、雨量等の監視 ○水位予測

【注意体制】

水防警報
（待機・準備）

- 水門、樋門、排水機場等の操作

【警戒体制】

- 洪水注意報（氾濫注意情報） 水防警報（出動）
- 応援体制の確認・要請（防災エキスパート等）
- 出水時点検（巡視） ○水防警報（指示）
- 水位予測情報 ※氾濫危険水位を超える予測の場合等 ○CCTVによる監視強化

洪水警報（氾濫警戒情報）

- 緊急速報メール
- 漏水・侵食情報の提供
- ☎ホットライン（河川事務所）

【非常体制】

洪水警報（氾濫危険情報）

- 緊急速報メール

洪水警報（氾濫発生情報）

- 緊急速報メール
- 記者発表（決壊・氾濫）
- 被害状況の把握（ヘリコプター等による迅速な状況把握）
- TEC-FORCEの活動 ○被害状況・調査結果等の公表
- 緊急復旧

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達（※1）

警戒レベル1

「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起 ○休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2

「注意報」を気象庁が発表

準備体制 （1号配備）

- 河川水位、雨量等の確認（※1）
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 水防団（待機・準備）指示 ○職員への情報伝達（※1）
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制 （2号配備）

- 避難が夜間・早朝の場合は、「高齢者等避難」の発令判断
- 水防団（出動）指示 ○市民、報道機関への情報提供（※1）
- 被害状況の把握、県への報告（※1）
- 避難所開設の準備
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水注意報の伝達FAX（※1）

災害対策本部体制 （3号配備）

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ、☎ホットライン（気象台・河川事務所）で助言の要請

災害対策本部体制 （4号配備）

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 自衛隊への派遣要請（※1） ○災害救助法の適用、救助活動（※1）
- 水防団（退避）指示

災害対策本部体制 （5号配備）

- ☎ホットラインで助言の要請
- 災害対策機械の派遣要請
- 必要に応じてリエゾンの派遣要請（※1）
- 巡回・水防活動状況報告

- 防災行政無線、携帯メール等による「災害の発生情報」の伝達

（※1）・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は避難を開始する

- 避難の準備（高齢者等以外）
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

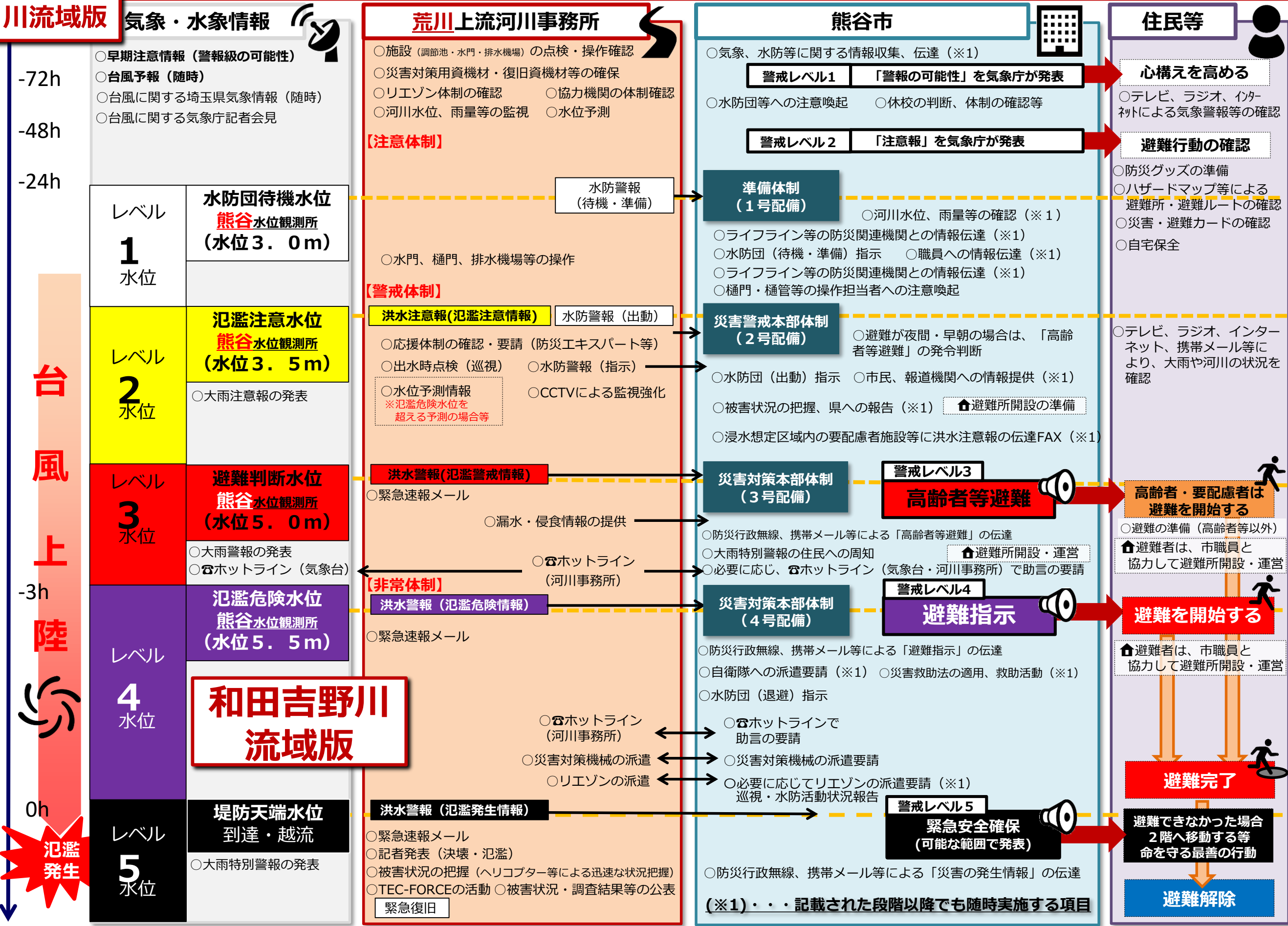
避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

- 避難できなかった場合2階へ移動する等命を守る最善の行動

避難解除



気象・水象情報



-72h

-48h

-24h

- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 台風予報（随時）
- 台風に関する埼玉県気象情報（随時）
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨（洪水）注意報の発表
- 台風に関する気象庁記者会見
- 大雨（洪水）警報の発表

レベル
1
水位

水防団待機水位
牛沢水位観測所
(水位1.70m)

レベル
2
水位
注意

氾濫注意水位
牛沢水位観測所
(水位3.00m)

レベル
3
水位
警戒

避難判断水位
牛沢水位観測所
(水位3.10m)

- 大雨特別警報の発表
- ☎ホットライン（気象台）

-3h

レベル
4
水位
危険

氾濫危険水位
牛沢水位観測所
(水位3.81m)

0h

レベル
5
水位

堤防天端水位
到達・越流

群馬県・太田土木事務所

- 台風進路等の情報収集
- 河川管理施設の点検
- 施工箇所等の確認、安全対策
- 水防資機材等の確認
- 関係機関との連絡体制の確認
- 雨量・水位情報等の収集

水防警報
(待機・準備)
【太田土木事務所】

- 水門、樋門、排水機場等の操作
- 河川カメラによる監視強化

洪水予報（氾濫注意情報）
【群馬県河川課】

水防警報（出動）
【太田土木事務所】

石田川版洪水対応
タイムライン

洪水予報（氾濫警戒情報）
【群馬県河川課】

洪水予報（氾濫危険情報）
【群馬県河川課】

洪水予報（氾濫発生情報）
【群馬県河川課】

- 被害状況の把握
- 被害箇所の応急対策等

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達（※1）

警戒レベル1 「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起
- 休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2 「注意報」を気象庁が発表

準備体制
(1号配備)

- 河川水位、雨量等の確認（※1）

- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 水防団（待機・準備）指示
- 職員への情報伝達（※1）
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達（※1）
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制
(2号配備)

- 避難が夜間・早朝の場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断

- 水防団（出動）指示
- 市民、報道機関への情報提供（※1）
- 被害状況の把握、県への報告（※1）
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水予報の伝達FAX（※1）

災害対策本部体制
(3号配備)

警戒レベル3

高齢者等避難

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨特別警報の住民への周知
- 必要に応じ☎ホットライン（気象台・県土整備事務所）で助言の要請

災害対策本部体制
(4号配備)

警戒レベル4

避難指示

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 災害救助法の適用、救助活動（※1）
- 自衛隊への派遣要請（※1）
- 水防団（退避）指示

警戒レベル5

緊急安全確保

- 防災行政無線、携帯メール等による「緊急安全確保」の伝達

(※1)・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は
避難を開始する

- 避難の準備（高齢者等以外）
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

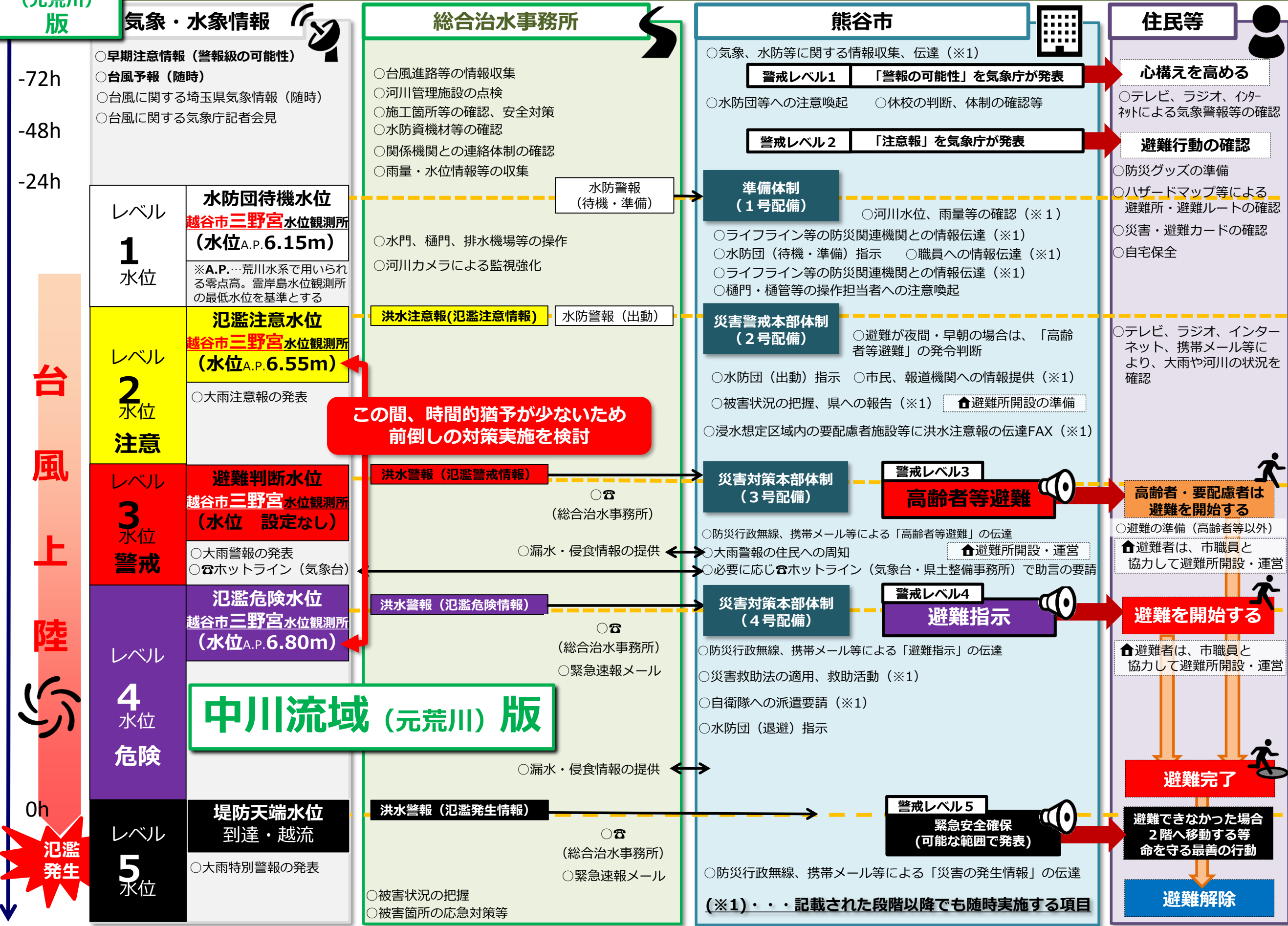
避難完了

避難できなかった場合
2階へ移動する等
命を守る最善の行動

避難解除

台風上陸

氾濫発生



市野川
流域版

熊谷市 洪水対応タイムライン (防災行動計画)

○熊谷市対応は、水位を基本としつつ、上流部の降雨予報、降雨量、ダムの放流状況を総合的に勘案し、判断します。
○時間経過、気象・水象情報の発表、台風上陸のタイミング等はあくまで想定であり、事象によって異なります。

気象・水象情報



- 早期注意情報 (警報級の可能性)
- 台風予報 (随時)
- 台風に関する埼玉県気象情報 (随時)
- 台風に関する気象庁記者会見

-72h

-48h

-24h

東松山県土整備事務所

- 台風進路等の情報収集
- 河川管理施設の点検
- 施工箇所等の確認、安全対策
- 水防資機材等の確認
- 関係機関との連絡体制の確認
- 雨量・水位情報等の収集

水防警報
(待機・準備)

- 水門、樋門、排水機場等の操作
- 河川カメラによる監視強化

洪水注意報(氾濫注意情報)

水防警報(出動)

洪水警報(氾濫警戒情報)

○☎
(東松山県土整備事務所)

○漏水・侵食情報の提供

洪水警報(氾濫危険情報)

○☎
(東松山県土整備事務所)
○緊急速報メール

○漏水・侵食情報の提供

洪水警報(氾濫発生情報)

○☎ホットライン
(東松山県土整備事務所)
○緊急速報メール

- 被害状況の把握
- 被害箇所の応急対策等

熊谷市



- 気象、水防等に関する情報収集、伝達 (※1)

警戒レベル1 「警報の可能性」を気象庁が発表

- 水防団等への注意喚起
- 休校の判断、体制の確認等

警戒レベル2 「注意報」を気象庁が発表

準備体制
(1号配備)

- 河川水位、雨量等の確認 (※1)

- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 水防団(待機・準備)指示
- 職員への情報伝達 (※1)
- ライフライン等の防災関連機関との情報伝達 (※1)
- 樋門・樋管等の操作担当者への注意喚起

災害警戒本部体制
(2号配備)

- 避難が夜間・早朝の場合は、「高齢者等避難」の発令判断
- 水防団(出動)指示
- 市民、報道機関への情報提供 (※1)
- 被害状況の把握、県への報告 (※1)
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等に洪水注意報の伝達FAX (※1)

避難所開設の準備

災害対策本部体制
(3号配備)

警戒レベル3

高齢者等避難

- 防災行政無線、携帯メール等による「高齢者等避難」の伝達
- 大雨警報の住民への周知
- 必要に応じ☎ホットライン(気象台・県土整備事務所)で助言の要請

避難所開設・運営

災害対策本部体制
(4号配備)

警戒レベル4

避難指示

- 防災行政無線、携帯メール等による「避難指示」の伝達
- 災害救助法の適用、救助活動 (※1)
- 自衛隊への派遣要請 (※1)
- 水防団(退避)指示

警戒レベル5

緊急安全確保
(可能な範囲で発表)

- 防災行政無線、携帯メール等による「災害の発生情報」の伝達

(※1)・・・記載された段階以降でも随時実施する項目

住民等



心構えを高める

- テレビ、ラジオ、インターネットによる気象警報等の確認

避難行動の確認

- 防災グッズの準備
- ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
- 災害・避難カードの確認
- 自宅保全

- テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等により、大雨や河川の状況を確認

高齢者・要配慮者は避難を開始する

- 避難の準備(高齢者等以外)
- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難を開始する

- 避難者は、市職員と協力して避難所開設・運営

避難完了

- 避難できなかった場合2階へ移動する等命を守る最善の行動

避難解除

この間、時間的猶予が少ないため
前倒しの対策実施を検討

市野川流域版
(熊谷市の南の嵐山町等を
流れる一級河川)

堤防天端水位
到達・越流

- 大雨特別警報の発表

台風上陸



0h

氾濫発生

レベル1
水位

水防団待機水位
新東橋水位観測所
(水位A.P.18.0m)

※A.P.・・・荒川水系で用いられる
零点高。霊岸島水位観測所の
最低水位を基準とする

レベル2
水位
注意

氾濫注意水位
新東橋水位観測所
(水位A.P.19.25m)

- 大雨注意報の発表

レベル3
水位
警戒

避難判断水位
(水位 設定なし)

- 大雨警報の発表
- ☎ホットライン(気象台)

レベル4
水位
危険

氾濫危険水位
新東橋水位観測所
(水位A.P.19.58m)

レベル5
水位

堤防天端水位
到達・越流

- 大雨特別警報の発表